

会議名		令和８年度第１回八王子市地域ケア推進部会
日 時		令和８年（２０２６年）５月２２日（金） 午前１０時～午前１１時３０分
場 所		本庁８階 ８０１会議室
出席者氏名	委 員	松田 史織委員、尾寄 敏夫委員、吉本 由紀委員、安藤 朋子委員、田中 裕之委員、北村 将郎委員、林 一矢委員、杉原 陽子委員、小津 健二郎委員、大久保 孝彦委員、井出 大委員、矢口 栄司委員
	事務局	福祉部 菅野 匡彦部長 高齢者福祉課 太田 敏弘課長、久保 貴司課長補佐、河合 佳代子主査、波多野 直子主査、臼井 弘文主任、本田 碧主任 高齢者いきいき課 白石 利和課長 介護保険課 小林 真毅課長 福祉政策課 元木 博課長 生活福祉地区第一課 滝口 敦課長 生活福祉地区第二課 土田 守課長 生活衛生課 佐取 久満課長、秋元 政人主査、加藤 祐子主任
次 第		１ 開会 ２ 議題 高齢者におけるペット飼育問題への支援について ３ その他 （１） 令和８年度地域ケア推進部会の開催予定について （２） 令和７年度地域ケア会議の開催実績について ４ 閉会
公開・非公開		公開
傍聴人の数		０名
配布資料		次第 資料１－１ 高齢者におけるペット飼育問題への支援について 資料２－２ 人とペットの共生を目指して 参考資料１ 新たな委員の委嘱について 参考資料２ 地域ケア推進部会について 参考資料３ 令和７年度地域ケア会議の開催実績について 意見書

会議の趣旨	
事務局	定刻となりましたので、始めます。本日はお忙しい中、地域ケア推進部会にお越しいただきありがとうございます。高齢者福祉課の河合と申します。事務局として本日の司会進行を担当します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、本日の資料を確認します。本日の資料は、次第、資料1-1 高齢者におけるペット飼育問題への支援について、資料1-2 人とペットの共生を目指して、参考資料1 新たな委員の委嘱について、参考資料2 地域ケア推進部会について、参考資料3 令和7年度地域ケア会議の開催実績について、意見書、委員名簿・事務局名簿です。お手元にありますでしょうか。 それでは開会に先立ちまして、新たな委員の委嘱について皆さまにご案内します。参考資料1をご覧ください。
事務局	【参考資料1】新たな委員の委嘱について 高齢者福祉課の波多野と申します。令和8年度八王子市地域ケア推進部会の委員・臨時委員につきましては、1 新委員の委嘱に記載の6名と、2 地域ケア推進会議から継続して就任した委員・臨時委員に記載の委員3名・臨時委員3名になります。後ほど地域ケア推進部会について説明させていただきますが、地域ケア推進部会は、八王子市社会福祉審議会の一部として位置づけられていますので、新たに委員となりました6名の方につきまして、社会福祉審議会臨時委員の委嘱を行います。なお、地域ケア推進会議から継続して就任された委員・臨時委員の6名につきましては、令和6年度に八王子市社会福祉審議会の委員または臨時委員として既に委嘱しています。 それでは、新たに委員となりました6名の方に委嘱状の交付を行います。
事務局	委嘱状につきましては、八王子市長に代わりまして、福祉部長の菅野より交付を行います。お名前をお呼びしますので、呼ばれましたらその場でご起立をお願いします。 ～～ 福祉部長より委嘱状の交付～～ 以上で委嘱状の交付を終わります。それでは、次に委員・事務局紹介を行います。まず事務局を代表して福祉部長の菅野より委員の皆様にご挨拶申し上げます。
事務局	福祉部長の菅野です。本日は、地域ケア推進部会という風に少し衣替えをして第1回目ということで、委員の皆様、新たに就任いただきまして、ありがとうございます。この地域ケア推進部会では、各地域での地域ケア会議の個別の事象の中から、2040年の高齢者が一番増える社会を見据えた中で、地域課題をある程度類型的に捉えることや一定のアセスメントの下で、地域で地域のことを解決するということのヒントをしっかりと皆さまで話し合って、その指針というような基となる考え方をまとめていくものだと私は認識しています。100個の課題があれば、それぞれ課題への向き合うということに変わりはないわけですが、少子高齢化社会の中で、その向き合い方についても、ソーシャルキャピタル、地域の皆さまの資源を集め、専門の知見を活かしていただきながら、ある面では効率よく、ある意味では、その後、課題を解決した経験を持つことで新たな課題にも向き合いやすく

	なります。場合によってはケアされた方も、その経験をもって似たようなケースの方にも地域で活躍いただく等、地域共生社会を作っていく基盤になることを考えることも含めた会議だと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、委員の方々から一言ずつ自己紹介をお願いします。こちらで名前を読み上げますので、その場でご挨拶をいただきたいと思います。それでは、田中裕之委員お願いします。
田中委員	私は八王子市医師会から参加しています。これまでも地域ケア推進会議に参加させていただいているのですが、普段は高齢者の救急や慢性期医療を主に担当しており、その立場から何かお役に立てればと思い、本日も馳せ参じています。よろしくお願いします。
事務局	続きまして、安藤朋子委員お願いします。
安藤委員	民生委員をしている安藤と申します。初めてなので少し緊張していますが、しっかり勉強して帰りたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	続きまして、吉本由紀委員お願いします。
吉本委員	八王子社会福祉協議会より参りました吉本です。今年度4月に異動しまして、ボランティアセンターの方で、主にはちまるサポートやういずサービス等を担当しています。新人のように勉強していきたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	続きまして、大久保孝彦委員お願いします。
大久保委員	地域ケア推進会議から引き続いて、臨時委員として市内の生活協同組合の立場から参加させていただいています。よろしくお願いします。
事務局	続きまして、井出大委員お願いします。
井出委員	東京都南多摩地域リハビリテーション支援センターから参りました井出と申します。理学療法士で永生会に勤務しています。リハビリ関連のトピックスといえば、5月21日に厚生労働省に初めてリハビリテーション統括調整室というものが出来ました。審議官がトップで運用横断的な施策を展開しています。そのような点も含め、八王子のために我々のリソースを上手く活用いただきたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	続きまして、矢口栄司委員お願いします。
矢口委員	公益社団法人東京都柔道整復師会南多摩支部八王子で担当している柔道整復師の矢口栄司と申します。私も引き続き委員として就いています。八王子市内の高齢者福祉関係としましては、元気はつらつ教室といいまして、一般高齢者に対し、リハビリ運動で運動機能向上ということで介護に進ませない体を目指す啓蒙活動等を行っています。また、災害医

	療に関しては、この前の3月に南多摩病院で緊急救護所訓練に参加しました。災害時には我々も市に出向き働いています。今後ともよろしくお願いします。
事務局	続きまして、松田史織委員をお願いします。
松田委員	松田と申します。普通の主婦としてここに参りまして少し恐縮ですが、地域ではペットを飼っている方はすごく多いですし、うちも2世帯で両親は80代ということで、やはりこれからの高齢化福祉ということにすごく興味を持っています。沢山勉強しながら、何か参考になることを、お出しできればいいなと思っています。どうぞよろしくお願いします。
事務局	続きまして、小津健二郎委員をお願いします。
小津委員	八王子市地域包括支援センター長会から参りました、八王子市の地域包括支援センター館のセンター長を務めています小津と申します。日頃は現場レベルの地域ケア会議を開催しています。市内21センターを皆さんご存知かもしれませんが、21センターのセンター長が集まるセンター長会を毎月1回開催し、意見交換を行っています。そのセンター長会の代表として、今回高齢者あんしん相談センター館の私が任命されたので、初めて参加します。どうぞよろしくお願いします。
事務局	続きまして、尾寄敏夫委員をお願いします。
尾寄委員	町会自治会連合会の方からの派遣ということで来ています。元八王子市の職員でありまして、37年間ほどお世話になりました。その間では、保健所にもいたこともありますし、ボランティアセンターにもいたこともございます。そういう面では、持っている知識を基に、意見交換が出来ればと思っています。よろしくお願いします。
事務局	続きまして、林一矢委員をお願いします。
林委員	八王子介護支援専門員連絡協議会から来ました林と申します。八王子介護支援専門員連絡協議会は、ケアマネジャーの職能団体として、現在400名近いケアマネジャーが所属しています。ケアマネジャーは介護サービスをマネジメントするのが主な役割ですが、これからは、ケアマネジャーもインフォーマルサービスや社会資源の活用というところが課せられていますので、地域ケア会議で頂いたご意見を、ケアマネジャーにもフィードバックをして、ケアマネジャーが社会資源を活用できるようにと思っています。よろしくお願いします。
事務局	続きまして、北村将郎委員をお願いします。
北村委員	第二東京弁護士会から派遣されてきました北村です。主に成年後見業務を行っていますので、この会議に関しても法律的な観点からお手伝いできたらと思います。よろしくお願いします。

事務局	続きまして、杉原陽子委員をお願いします。
杉原委員	学識経験者という立場から参加させていただく杉原と申します。所属は3月までは東京都立大学の都市政策科学科というところでしたが、転職しまして、4月から桜美林大学の大学院で老年学学位プログラムというところになりました。日本は超高齢社会、世界トップの高齢化率の国ですが、実は老年学というものを専門で学ぶ学科や学部がありません。唯一桜美林大学にあるというところで、老年学学位プログラム、今ちょうど30年目くらいなのですが、そちらに移りまして、老年学の教育についてもう少し頑張りたいと思っています。ぜひともご指導のほどよろしくお願いします。
事務局	続きまして、事務局及び関係所管の紹介をさせていただきます。時間が限られていますので、所属と氏名のみ紹介します。まず事務局ですが、福祉部部長の菅野匡彦、高齢者福祉課長太田敏弘です。続きまして、関連部署の説明員として、福祉部福祉政策課長の元木博、介護保険課長の小林真毅課長です。また、本日は生活福祉課も出席しています。生活福祉地区第一課長の滝口敦、同じく生活福祉地区第二課長の土田守です。続きまして、健康医療部生活衛生課長佐取久満です。 続きまして、会長の互選を行います。本部会の会長は、八王子市社会福祉審議会条例に基づきまして、委員の皆様の互選により選出されます。事務局提案といたしまして、八王子市社会福祉審議会の会長を務めている杉原委員にお願いしたいと考えています。皆さまいかがでしょうか。
委員	賛成です。
事務局	杉原委員ご承諾いただけますでしょうか。
杉原委員	はい、謹んで拝命します。
事務局	杉原委員が会長に選出されましたので、お手数ですが、会長席へのご移動をお願いします。また、就任にあたりまして一言ご挨拶をお願いします。
杉原会長	改めましてよろしくお願いします。就任にあたりまして2点ほど、ご挨拶させていただきます。1点目は、私は八王子市の高齢者関連の会議にいくつか携わらせていただいて、6年目くらいになると思います。いくつかの会議に関与させていただいているのですが、どの会議もとにかく委員の皆さまが素晴らしいです。積極的に意見を述べていただいて、八王子市を少しでも良くしたいという熱意にあふれていらっしゃるって、どの会議も毎回非常に活発な意見交換が行われています。委員の皆さまの八王子愛が溢れていて、本当に素晴らしいなと思っています。 また、事務局の皆さまも素晴らしくて、意見をしっかりと吸い上げて施策に反映させたいという意欲に溢れていらっしゃる方々ばかりです。他の自治体でもこのような会議に参加したことがありますが、既にストーリーが決まっていて、その通りに終わってしまう会議も実はかなりあります。そういう中で、この八王子の高齢者関連の会議は本当に素晴らしいなと思っています。私自身も勉強になりますし、楽しみにしています。2点目は、こ

	の地域ケア推進部会はこの4月から発足した新しい部会です。それまでは地域ケア推進会議という前身はありましたが、それだけではやはり不十分でした。今、地域の課題は複雑多様化しているのですが、前身の地域ケア会議では問題の共有しか出来ませんでした。「こんな問題がある、大変だ」というようなことの認識を共有し合ったところで、そのためにどうしたらよいのか、という課題解決までは十分に審議出来ませんでした。それを踏まえて市役所の皆さまが、新しく地域ケア推進部会を立ち上げようのご発意くださり、この4月から開催がスタートしました。今までは医療福祉の関係者のみでしたが、複雑な問題に対応するためには、法律に関する知識も不可欠ということで、今回からは弁護士の先生にも加わっていただき、非常に心強く思っています。非常に重要な会議が発足したと共に、本年度は高齢者計画・第10期の介護保険事業計画を同時に策定する非常に重要な年でもあります。来年度からの3年間、八王子の高齢者福祉や介護保険事業をどう進めるかということ計画する重要な年度なので、この地域ケア推進部会で話し合った意見を、ぜひ計画の中に盛り込めるように皆さまのお知恵をお借りして良い会議を進めていきたいと存じます。何とぞよろしくお願いします。
事務局	続いて、審議会条例により、会長の職務を代理する委員をあらかじめ部会委員の会長が指名することとなっています。杉原会長から、どなたかご指名いただきますようお願いします。
杉原会長	医師会代表の田中委員にお願いしたいと思っています。田中委員は、前身の地域ケア推進会議から継続して参加してくださっており、また、医師として地域医療の最前線に携わっていらっしゃいます。地域の様々な課題についても非常によくご存知の方ですので、ぜひともお願いします。
事務局	職務の代理につきまして、杉原会長から田中委員への指名がありました。田中委員、いかがでしょうか。
田中委員	謹んで務めさせていただきます。よろしくお願いします。
事務局	よろしくお願いします。田中委員ありがとうございました。
事務局	【参考資料2】地域ケア推進部会について 今回初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、地域ケア推進部会について少し説明させていただきます。 ☐スライド2 地域ケア推進部会とは 地域ケア推進部会の位置づけですが、八王子市社会福祉審議会条例第7条第2項に基づき、高齢者福祉専門分科会の決議により、専門分科会に設置するものです。 社会福祉審議会の体系図をご覧ください。社会福祉審議会の下に5つの専門分科会が設置されています。高齢者福祉専門分科会は、図の中央にございます。令和7年度まで高齢者福祉専門分科会の一部として地域ケア推進会議を実施していましたが、図の下段の一番右の地域ケア推進部会として独立させ、地域課題の解決のための審議時間の確保や地域づくり、権利擁護に対応するため法律専門職や、現場により近い高齢者あんしん相談センタ

一のセンター長等で構成する組織を作りました。地域ケア推進部会の委員及び臨時委員の皆さまは、八王子市社会福祉審議会、高齢者福祉専門分科会、地域ケア推進部会の委員または臨時委員となります。新たに委員になられた方につきましては、先ほどお渡しした社会福祉審議会臨時委員の委嘱状の他に、高齢者福祉専門分科会臨時委員の指名書及び地域ケア推進部会委員の指名書を机上の封筒にてお渡ししています。地域ケア推進会議から引き続き、地域ケア推進部会の委員または臨時委員に就任された方につきましては、地域ケア推進部会委員の指名書を机上の封筒にてお渡ししています。

□スライド3

地域ケア推進部会の所掌事項、役割、議題の選定についてまとめています。所掌事項については、高齢者支援に係る地域課題への対応に関すること、地域ケア会議の運営手法の見直しに関することとしています。次に、役割ですが、個別事例の検討などを通じて、抽出された地域課題について、課題解決に向けた議論や政策形成に向けた検討を行います。議題として、市が選定する案件については、各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の中から、全体に関わる課題、将来的に状況が悪化することが見える課題、緊急性の高いものから総合的に判断して選定します。

□スライド4

地域ケア推進会議、八王子市では地域ケア推進部会にあたります。その体系イメージを載せています。個別ケースの積み重ねから発見された共通する地域課題のうち、政策形成や計画策定が必要なものについて、市が開催する地域ケア推進部会へ繋げて、課題解決へ向けた検討を行っていくものです。

□スライド5

ここからは、地域ケア会議について説明します。地域ケア会議とは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、その人らしい生活を送ることができるような質の高いマネジメントの実現による、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備を進めていく会議です。地域ケア会議の主催は、地域包括支援センターで、会議の参加者は、多職種にわたる専門職や民生委員、自治会など多岐にわたります。

□スライド6

地域ケア会議の役割について記載しています。個別ケース型、地域課題型、自立支援型の3つの体系に分類して開催しています。個別ケース型会議は、課題のある高齢者個人、高齢者世帯に対する支援の充実を実現するため、個別課題の解決、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握などを目的とした会議です。普遍的に影響を与えられ考えられる課題等を把握することも目的としています。

次に、地域課題解決型会議は、個別ケース型会議での積み重ねから発見された地域の課題について、整理・解決策を検討する会議です。地域づくり資源開発機能を高め、地域ケア推進会議（八王子市では部会）に展開するための施策形成機能などを有しているものです。

	続いて、自立支援型会議は、総合事業対象者、要支援1から要支援2の方を対象とし、リハビリ専門職が参加して、自立支援、介護予防、重度化防止に沿った視点で実施する会議です。地域ケア推進部会に展開するための政策形成機能などを有するものです。 □スライド7 厚生労働省が示す地域ケア会議の5つの機能を記載しています。このように、地域包括支援センターで行う地域ケア会議、現場での支援、地域ケア推進会議（八王子市では部会）が連動することで、地域ケアを推進します。 （開会） 次に会議の公表・非公表についてです。 会議は原則、公開となっています。公開することが適当でないと認めるときは、非公開の決定を行うことができます。本日の出席委員は12名全員ご出席のため、開催要件は満たしています。傍聴者の方はいらっしゃいません。 それでは、ここから議事の進行を会長に委ねます。杉原会長、よろしくお願いします。 杉原会長 議題1 高齢者におけるペット飼育問題への支援について事務局から説明をお願いします。 事務局 議題1 高齢者におけるペットの飼育問題への支援について 【資料1-1】高齢者におけるペット飼育問題への支援について 1 議題の趣旨ですが、高齢者のペット飼育に係る問題の解決に向けた対策について、意見を求めるものです。2 高齢者のペット飼育に係る問題は、2つあります。1つ目は、ペットの問題です。多頭飼育に起因する問題として、近隣トラブルや動物に対するネグレクト等が問題となっています。また、飼い主側がペットの存在を理由として支援を拒否するケース、施設入所や死亡等によりペットだけが残されることによる問題等、もしもの時にペットをどうするかという備えがされていないことが問題となっています。 2つ目は、ペット問題から見えるサインです。このペット問題の背景にあるものとして、認知機能の低下・身体機能の低下の可能性が考えられるケース、ペットに対するネグレクト・セルフネグレクトが考えられるケース、医療的リスクの放置や介護拒否が考えられるケース、社会的孤立が考えられるケース、災害時の対応にかかることが問題となるケースが見られます。（3）には、高齢者あんしん相談センターが主催する、地域ケア会議の実施状況で、令和7年度、8年度に地域ケア会議を実施したものが記載されています。 まず1つ目のアは、個別ケース会議になります。支払いに迫られた困窮状態が続く世帯の支援の会議の中で、ペットの問題もあったものです。高齢者が入院した時に飼っている猫の世話について、対応できる社会資源の情報が少ないことが課題にあがっています。イも個別ケース会議になります。複数の課題を抱えているが、本人の支援拒否がある事例です。犬を飼っていらっしゃる方で、施設入所等に備え、ペットの世話ができることの確保ができていないので、そこの体制づくりをしなくてはいけないという課題がありました。ウは地域課題会議です。高齢者とペットの問題を第1回、第2回に分けて、地域課題会議としてあげている高齢者あんしん相談センターがありました。第1回目は、各機関が現場で抱えている課題を整理して共有しました。参加者は居宅介護支援事業所、保健所、動物
--	---

事務局	保護団体、住宅供給公社が参加しています。第2回目は、相談ルートの確認や早期発見の仕組みについて話し合いをしています。裏面に移りまして、3本市の現状についてご報告します。報告は、生活衛生課の動物衛生担当から現状についての報告をし、その後、4以降の課題について引き続きお話をさせていただきます。では秋元主査、よろしくお願いします。 【資料1-2】人とペットの共生を目指して □スライド2 保健所生活衛生課の秋元と申します。隣におりますのが、同じ職場の加藤と申しまして、獣医師の職員になります。私は事務の職員です。この2人で説明させていただきます。まずは、八王子市におけるペットの状況や、保健所がどういうことをしてくれるのかを説明します。誤解されている面もありまして、昔の保健所と変わってきていますので、その辺りの取り組みの実態や今抱えている課題の説明をします。 □スライド3 保健所動物衛生担当の主な業務です。法令に基づきますと、狂犬病予防法という法律と、動物愛護に関する法律、それぞれ省庁は違いますが、この法律が大きなところとなっています。 狂犬病予防法の点線の枠内をご覧ください。狂犬病というのは非常に怖い病気で、日本では発生はしていませんが、世界では6万人程度の方が亡くなっており、発症すると100%死亡するという病気です。これを防止するために、予防の注射を犬に打っていただくというのが日本のルールになっています。次の動物愛護に関する法律につきましては、一部、中核市の権限に基づいて本市では行っているのですが、動物というのが犬や猫以外にも点線枠内に記載の動物が対象となっています。 □スライド4 続いて、特に高齢者の方は、保健所に連絡すれば別途引き取ってくれるだろうと、安易な考えで連絡をいただいたりしますが、保健所としては、原則引き取りません。これはケアマネジャーや、現場の方々、生活福祉ケースワーカーの方々にもそのような研修受けていただいています。理由は、動物の終生飼養の義務があるということが明確に定められていまして、どうしても飼えなくなった場合や、飼い主の方が先に亡くなった場合でも、安心して暮らせる環境を事前に用意しておくということが、飼い主の務めであるということを周知徹底させてもらっています。 □スライド5 八王子市における犬の登録数ですが、大体2万9千頭程度で、ずっと横ばいで推移しています。それに伴う予防注射の接種率は、WHO 世界基準で70%と定められておりますが、八王子市はクリアしております。 □スライド6 東京都には3カ所、動物愛護センターというものがあります。26市は多摩支所で全部管轄しています。八王子は中核市なので、センターを設置する権限を持っていますが、建物
-----	--

を持っていないので、一部を東京都に委託している状況です。この東京都の施設に八王子市がどのくらいの数を送っているのかというと、平成 24 年から令和 6 年までの間で、98% 減少となっております。もっと言いますと、24 年以上前には、500、600 という数字がありますが、そこに比べると大幅に減っております。処分という流れは明確になくなってきているのが現状です。今は月に 1 件あるかないかくらいです。

□スライド 7

このスライドの左側が犬の保護数の推移で、右側が猫の保護数の推移です。犬は 10 分の 1 に減少し、猫も 3 分の 1 程度に減少してきております。八王子市に猫のボランティアの大きな団体が 2 つありまして、そこにご協力いただき、譲渡に繋げることが出来ています。

□スライド 8

次に野良猫の死体の回収数を出したのですが、その理由は、先ほど犬の登録数を申し上げましたが、猫の数は正直分かりません。その数を把握する一つの指標として、この死体の回収数というのをを使う傾向があります。これを統計的に取りますと、平成 27 年と比べると、だいぶ減ってきています。従って、野良猫の数も八王子においては、減ってきている認識です。今まで八王子のことをお話しましたが、他市と比べるとどうなのかというのが、スライド 9 になります。

□スライド 9

こちらは犬の世帯飼育率になります。八王子市は 10% 前後で推移していますが、他の市を見ていただきますと、町田ですと下がってきてはいますが、12% ぐらいで、26 市の中で一番高いです。これが右側の 23 区をご覧くださいますと、だいぶ低いです。おそらくマンション等、犬がなかなか飼えない状況もあると思いますが、ご覧の様に減ってきています。

□スライド 10

次は八王子市内で、どの地域が犬の飼育の割合が高いのか、飼育率を出し地図に落としたものです。左側にある表は町丁別で割合を出したものです。七国がずば抜けて高いです。八王子市内平均では 10% 前後ですが、七国は一丁目から五丁目まで全て上位に入っています。七国は戸建てが多いということや、金銭的にも裕福な家庭も多いこと、すぐ近くにドックラン等もあるので多いのかなと考えています。

□スライド 11

次はペットにかかる費用についてです。これは民間企業が調べた数字ですが、犬に関しては年間約 40 万円、猫は約 18 万円になります。平均年齢は両方とも大体 15 歳くらいと言われています。大型犬になると少し変わってきます。

□スライド 12

次からは第 2 章となりまして、少し視点が変わります。飼い主の突然の出来事への備えのために、机上配布させていただいている「備えて安心メモ」というものを市の HP に掲載しています。ペットを飼う場合に、事前にこのような情報を記載いただき確認をしてい

ただくようにお願いしています。ご本人が難しい場合には、ケアマネジャーのような周りの支援を担当する方にお願いしています。

□スライド 13

次は第3章で多頭飼育崩壊についてです。我々保健所も、この多頭飼育崩壊というのは非常に大きな課題だと思っていて、今後も増えていく可能性があると思っています。令和7年9月には、下柚木で猫18匹の多頭飼育崩壊がありました。この方は高齢者ではない、生活保護受給者の方でした。令和8年2月には、高齢者が、戸建ての家の中で犬21頭を飼っていました。この方は特に行政の支援を求めておらず、関わりたくないという事情もありましたが、入院等で誰も世話が出来なくなってしまい、どうにかしてほしいということで我々の方で保護しました。

最後に、令和8年3月と記載ありますが実際に対応したのは4月になりますが、長房町の都営住宅で本当は飼ってはいけないのですが猫を21匹飼っておりました。この方は高齢者であり、過去に生活保護の対象の方でした。これは我々内部の話になりますが、生活保護の方であれば、それを担当する課もありますし、高齢者の担当をする課もありますが、今回の件はそれらの課との連携で状況を把握したのではなく、その方や関係する方から直接話をいただいて対応したものになります。なかには、私から高齢者あんしん相談センターと繋がりを持つようにと連絡をし、対応したこともあります。最後下段にも記載があるように、関係者と連携強化を図って、早めに発見、早めに対応をしていくことで深刻化を防いでいけるのではと考えています。

□スライド 14

次に多頭飼育崩壊の社会的背景につきまして、先ほども少し話に出てきましたが、この多頭飼育崩壊というのは、下流の問題です。その基となるのが、生活困窮や認知機能等の様々な家庭の事情があると思います。このような背景を基に多頭飼育崩壊が起きているので、上流問題に寄り添って支援をしている方々に、ペットの飼育状況等も教えていただければ多頭飼育崩壊というのを未然に防げると思いますので、連携強化を図っていきたいと考えています。

□スライド 15

こちらのスライドは、多頭飼育崩壊の実際の現場の写真です。令和5年のA町での猫の多頭飼育崩壊の写真です。

□スライド 16

こちらは令和8年B町で犬21頭の多頭飼育崩壊の写真です。実はこの中に妊娠しているワンちゃんもいて、ちょうど私が保護した翌日に6頭誕生しました。その内の3頭は亡くなってしまったのですが、3頭は助けることができ、ちょうど今譲渡をしているところです。

□スライド 17

次のスライドは知識として知っていただきたいものです。猫は非常に繁殖力が高く、1匹の猫が3年後には2千匹になってしまう可能性があります。猫は生まれてから4ヶ月後には、子どもが産める状態になります。その猫が年間2、3回ほど産む可能性もありまし

て、何匹産むかによっては、爆発的に増えているという現状があります。それを知らない方は、あっという間に増えてしまい多頭飼育崩壊に陥るということもあります。ですのでこの辺の周知・啓発もしているところですし、未然に情報を得たいというところです。

□スライド 18

次に令和7年度、主な関係団体、関係機関と連携した事例になります。上に記載されているのが、高齢者あんしん相談センターとのケア会議の関係です。個別ケース会議やケア会議を行った事例です。それから八王子介護支援専門員連絡協議会ではケアマネジャー向けの研修も実施しました。南大沢との関係者会議を一昨日行ったのですが、現場の方々がかなり熱い思いを持っていらっしゃり、本当は都営住宅も飼ってはいけないので、あまり関わりたくないという人もいる中で、東京都の住宅供給公社の方にも来ていただいて、実際発生した場合にどう対応するかというところを考えてくださいました。八王子市の内部におきましても、生活福祉課や自立支援課と一緒に研修会を行っています。また、道路上のペットの糞尿の問題は、道路の補修センターへ苦情が行くので、そことも連携をしています。それから、関係機関としては、町会自治会連合会の連合町会長向けにも話をさせていただいています。警察署とは随時連絡しています。

□スライド 19 20

続きまして、ペットの災害対策についてです。私自身もこの担当になったのは2年前でそれまで知らなかったのですが、ペットを飼っている方が避難所に避難する場合は、基本的に一緒に避難するのが原則です。全ての避難所は原則全て受け入れ可という形になっています。ただ災害状況や人員体制で受け入れられない場合もあるかもしれませんが、事前の段階では受け入れ可となっています。その周知が不十分で知らない方も多く、実際、東日本大震災等で、人だけが避難所に行った後、置いてきてしまったペットが心配になり家に戻った際に二次災害に巻き込まれ亡くなってしまったケースがあります。なぜ同行避難をするのかといいますと大きく3つあります。1つ目はペットの命を救うこと、2つ目に飼い主の安全確保、3つ目に、ペットと飼い主が離れることによって衛生面の様々な問題が発生する可能性があります。ですので出来るだけ離れないようお願いしたいところでございます。

□スライド 21

最後に注意喚起になるのですが、SFTSという言葉がありまして、初めて聞く方もいらっしゃると思いますが、非常に怖い病気でマダニの感染症になります。人にも動物にも移る病気で、人も重症化すると死亡する事例があります。猫は約6割、犬は約4割が発症すると死亡する感染症です。関西の方では比較的多く発生していて、徐々に関東の方に来ています。東京都では実は1件発生していて、今年の5月に相模原でも発生しています。スライドに人の致死率の記載はないのですが、一般的に言われているのが10%~30%です。特に高齢者の方は致死率が高くなるといわれています。今年1月に国立感染症研究所の部長と少しお話する機会がありまして、色々な話をする中で、箱根の山を今年中に越えて東京都に来るのではないかとかなり大変なことになるかもしれないとのことでした。八王子市でも1件疑いの事件がありまして、結果陰性だったので安心したのですが、

事務局	非常に心配しているところです。また、高齢者の方には身の安全に係わる大きな問題ということで周知をしています。 □スライド 22 次に参考資料で連携支援のイメージをご覧くださいければと思います。福祉関係者の方をはじめ、八王子市内のヤマザキ動物看護大学や警察、東京都と連携を行っています。 □スライド 23 続きまして保健所のこれまでの経緯です。平成 19 年に政令市になり、平成 27 年に中核市、令和 4 年に今の新しい建物ができ、そこで業務を行っています。 □スライド 24 最後に、先ほども申し上げましたが多頭飼育問題というのは非常に厄介な課題で、大きな課題だと認識しています。特に高齢者の方で発生する事例が多くありますので、早めの連携を強化し、早期発見、早期対応をしていきたいと考えています。 【資料 1-1】高齢者におけるペット飼育問題への支援について 資料 1-1 を再度ご覧ください。4 課題・今後の取組についてお話しさせていただきます。 課題につきましては、先ほどのスライドで説明があった通り、関連機関との連携の強化、早期発見・早期相談の重要性、もしもの時のペットへの備えの必要性、こちらが課題として重要となってきます。高齢者支援に係る部分としては、ペットの問題の背景に複合的な問題が多いことから、双方向で連携できれば、どちらにしても早期発見が必要になることですので、重要なところです。本市の取り組みにつきましては、課題解決するために、正しい知識と関係機関との連携、高齢者に対する意識啓発が不可欠であることが分かっています。高齢者支援を担う専門職が正しい知識を習得し、関係機関とスムーズに連携できる体制の構築を目指していくことが重要だと考えています。現在の取り組みについては、ケアマネジャー向け講習会や高齢者あんしん相談センター長向け研修を令和 7 年度に行っています。また、生活自立支援課等と、庁内連携所管課の職員向けの研修も行っています。高齢者あんしん相談センターが開催する地域ケア推進会議では、保健所の方にも出席をいただいているような状況で連携強化に努めています。さらに、不妊去勢手術助成金の見直しを令和 8 年 4 月 1 日から施行しています。その他、ボランティア団体との連携をしっかりとしているところです。市民向けの啓発につきましては、民間事業者と連携して、動物パネル展示や動物相談ブースの出展などを行っています。今後の取り組みの予定につきましては、高齢者の方に直接情報が届きにくいというところがあるので、高齢者支援を担う専門職への研修・受講機会の拡大を目指していこうと考えています。高齢者あんしん相談センターのセンター長にはセンター長会で集まっていたいて、令和 7 年度に研修を実施しましたが、全職員集めて同じ時間に受講するのは難しいので、動画配信等で機会を増やしていこうと考えています。ケアマネジャー向け研修につきましても、既に講習会等していますが、同様に動画配信等で必要な時に見れるような体制ができたらと考えています。また、町会自治会や民生委員等の地域の目を増やしていくというところでは、そういった研修を今後できたら考えています。高齢者に対する意識啓発ですが、なかなか本人に届けるのが難しいので、高齢者あんしん相談センター職員やケアマネジャーに協力をいただき、
-----	---

杉原委員	ペット飼育をしている高齢者に対し、訪問の機会などにお手元にお配りしています。「備えて安心メモ」等を活用して、意識別啓発を行っていくことをさらに強化できたらと考えています。今後は、それに加えて背景にある複合的な問題が沢山ありますので、引き続き地域ケア会議や推進部会で検討していく予定でございます。 それでは委員の皆さまから、ただいまのご説明についてご質問等はありませんか。 では、まず私からお伺いしたいと思います。まず1点目ですが、早期発見、早期対応が重要ということは非常によくわかりましたが、具体的に対応として何をなさっているのかというのが分からなかったので、お伺いしたいです。例えば、研修をやっていらっしゃるようですが、対応マニュアルというようなものがあって、それに即した対応をしているのかどうか、あるいは「連携」という言葉もたくさん出てきたと思いますが、具体的にどのような連携をして、どういう対応をしているのか、対応の実態をもう少し教えていただきたいです。 2点目は、いろいろ対応のご経験を蓄積されていると思いますが、その中でどういう課題があるのかということです。一筋縄ではいかない複合的な課題が沢山あると思うので、一概には言いにくいかもしれませんが、多頭飼育崩壊の問題の対応をしてきた中で、具体的にどういう課題が非常に多いのか、対応の実態とそれにおける課題がわからないとこの場で審議がしにくいので、その辺りの情報をもう少しお聞かせください。 3つ目は、ペットは個人の所有物なので、行政が強制的に介入するのは結構難しいと思います。市役所や保健所、あるいは高齢者あんしん相談センターのような機関が強制的に介入できる何か法的根拠のようなものがあるのかどうかというところを教えてください。以上3点についてよろしくをお願いします。
事務局	保健所生活衛生課の秋元です。最初の質問につきまして、具体的な対応方法・方針ですが出来るだけ早く情報をいただくということで、電話でいただくケース、書類でいただくケースもあります。対応は本当にケースバイケースになるので、実際の事例を基にお話させていただきます。先ほどのスライド13の犬21頭が多頭飼育崩壊を例にしてお話します。高齢のご夫婦で住んでいて、奥様が既に入院をされており、旦那さんが急遽入院することになってしまいました。親戚の方が近くに住んでいて週2～3日餌をあげに来ていたのですが、親戚の方もこのままではいけないと思い、飼い主の了承を得てから行先を探すために保健所に相談にいられました。先ほども申しましたが、保健所としては終生飼育の原則があるので、まずはご自身で何とかするように説明をしました。ご本人も色々に対応したのですが、どうしても見つからないということで再度保健所に相談にいられました。我々もその状況を見て介入をせざるを得ないと考え対応することになりました。保健所が収容をすると東京都に送致しなければいけないのですが、出来ればそれはしたくないとのことで、ボランティア団体と調整をし、引き取っていただけることになりました。まだ数頭残っているのですが、最終的には有志の会というものを立ち上げて、譲渡に繋げることができそうな見通しが立っています。課題としては、ボランティア団体との話をする中で、やはり金銭的な部分で支援があればという話が常に出ています。ペットを収容した際に、まず初期治療が必要です。先ほど話に出た21頭もボランティア団体をお願いをして初期治療をしていただいたのですが、実は妊娠している子もいました。初期治療の後も譲渡するまでの間、誰かが預からないといけません。譲渡までの間に預かってくれるボランティアの方も

杉原会長	何人かいるので、その方々にお願いをします。先ほどの有志の会で1人3万円程度お金を募ります。この3万円で初期治療を受け、譲渡先が決まったら、譲渡先の方に3万円以上の金額を払っていただきました。急遽ですがこの時に仕組みを構築して行いました。この時に、行政として金銭や場所的な支援を求める声が多くありました。 保健所として、どういう対応をされているのかというのは非常によくわかりました。私が特に伺いたかったのは、保健所の対応ではなく、例えば高齢者あんしん相談センターやケアマネジャー向けの研修で具体的にどのような研修をされているかという所です。保健所の対応も重要なのですが、地域ケア推進部会は高齢者あんしん相談センターとの関わりが非常に強い会議体なので、高齢者あんしん相談センターにどのような研修をして、どういう対応を求めているかということをお伺いしたいです。また、これは高齢者あんしん相談センター長さんにお伺いしたいことですが、高齢者あんしん相談センターの方々は、様々な困難ケースに対応されていると思います。対応する中で何に一番困っているのか、具体的な内容をお伺いしたいです。最後に、強制介入のような事をする際に、法的根拠があるのか伺いたいです。
小津委員	高齢者あんしん相談センター館では、ペットの課題は現状多くありません。昨年1件あった話をすると、独居の認知症の高齢者が愛犬を飼っていました。高齢者あんしん相談センターが関わった時はまだ自立度が高かったのですが、長期的に関わる中で、認知症の悪化が顕著になってきてしまい愛犬の世話が出来なくなってきてしまいました。この方ですが、本来医療にかかっていたかたかったのですが、ペット中心の生活で医療を拒否していました。医療を拒否することで生活が回らなくなり、生活が破綻していきます。この方には成年後見制度を活用し保佐人がついたので、保佐人の力を借りて最終的にはペットを預けることになりました。候補を見つけている段階で残念ながら愛犬が亡くなってしまったので、ペット問題に関しては一応終結になりました。高齢者あんしん相談センターへ相談に来るものは、待ったなしの状態のご相談が多いです。他の相談では、この相談ならここに相談すれば良いというのがすぐに思い浮かびますが、ペット問題は、どこに相談したら良いかすぐに思い浮かびません。そんな中で令和7年度に高齢者福祉課でペット問題の研修をやっていただきました。先ほどの説明と同じような内容の研修だったのですが、ペットの備えて安心メモなど知らなかった情報が多く、これからペット問題にアプローチしやすくなったと感じました。また行政の介入については、現場レベルの話ですが、原則本人の同意は必ず取るようにしています。本人の認知症のレベルもあるので、精査は必要かもしれませんが、そのようにしています。
杉原会長	弁護士のご意見もお伺いしたいです。
北村委員	後見人業務を行っていると、やはり後見人がサポートできないのかという質問も受けます。保健所が引き取れないのも確かにそうです、保健所が世話をしてなつてしまった犬が保健所に何回も向かうなんてこともありました。法的に何か根拠があるかという、人に対しては生命を守るため介入できるというのはありますが、動物はありません。取り扱いが物になるので、誰かに危害を加える等の状況になれば、危害を除去するために警察が解決することはあります。しかし臭いが酷い・飼育の騒音が酷い等となると民事の争い

	になります。また、購入時にペットショップで制限があるのかというと、全然制限はありません。70 歳 80 歳になると、自分の寿命と動物の寿命を比べて控えてくださいと言えるペットショップがあれば良いのですが、商売なので売ってしまいます。なので今後この辺の規制も必要な状況になってくるかなと思います。
杉原会長	他にご質問ありますでしょうか。
田中委員	医師会の田中です。1つ目は、備えて安心メモの普及方法を知りたいです。例えば、ペットショップやペット用品を売っているお店に置いて普及をしている、スマホからも登録できる、データベースを構築している・したい等なにかありますでしょうか。 2つ目は、先ほど連携とありましたが、こういった段階で連携を組めば良いのか、何が起きたら連携を取り始めるのかの基準が分かりませんでした。 3つ目に、強制介入についてです。法律のことは分かりませんが、例えば、保険会社と協力して 65 歳以上の方に、何か困ったときのペット保険に加入してもらい、いざという時は、そのお金を使って処理ができるのではないかと考えます。そういった提言のようなものを作れればと思いました。
事務局	備えて安心メモに関しまして、まだデータ化には至っていません。実は今既存で使用している動物に関するシステムの入替えのタイミングなので、その辺りも考慮して考えています。ですので今は、各職場で備えて安心メモを使用して、何かあった際にそれを持って連携している状況です。それから法的な視点でいいますと、特に多頭飼育の場合は、人間と同じ様に虐待や遺棄の場合処罰の対象になる場合、警察も踏み込みます。その事例に当てはまるかというのは、我々の目で見極めて通報する義務があります。ネグレクトも虐待になる場合もあります。また先ほどの長房の件ですと 21 匹の猫が近くで逃がされました。逃がすこと自体が遺棄になるかどうかということも議論しました。今回の資料に記載はしていないのですが、ちょうど昨日も調整していた生活保護の方の案件があります。犬 3 頭と猫 3 匹飼っている方で、今そこに踏み込もうとしているのですが、昨日知った事実としてお宅の中で 2 頭犬が亡くなっていて、冷蔵庫に保管されているとの話も聞きました。これも遺棄や虐待の可能性もあるので、どう対応しようかと考えている所です。本当に事件性のある場合は、警察も踏み込みます。
田中委員	警察が動くということは、法的根拠があるからということですね。法律をきちんと見ないといけないなと思いました。また、連携についてですが、例えば普段高齢者あんしん相談センターの方と連携を取ろうと思うトリガーポイントはどこになるのでしょうか。
事務局	明確な基準はなく、緊急性や重要度・リスク度に応じてケースバイケースになります。
田中委員	備えて安心メモの普及案について、どうしていたら良いのかということ、前向きにどこかの場で話せたらと思いました。
杉原会長	非常に建設的な意見で、幅広く周知するとともに、インターネット等でもダウンロードできたらというご意見でしたが、これにつきまして、何かご説明ありますでしょうか。

事務局	先ほどご案内した備えて安心メモの内容は、添付書類にも記載がありますが、インターネットからもダウンロードが出来ます。他の自治体からも、良い内容なので参考にしたいというお言葉もいただいております。また、連携する基準は明確にはありませんが、オレンジ色の紙のチェックリストに、リスクが高い項目を挙げております。ただ、これに一つでも該当すれば、必ず連携しなければいけないというわけではありません。また、例えばスライドの資料 15 ページにあったA町の件ですが、このような事態になる前に、手術をしていないオスとメスの猫がいるという情報をあらかじめ把握出来ていれば、早めに訪問して手術の必要性などを飼い主さんにお伝えする機会が設けられ、問題を未然に防げたかなと思いますのでチェックリストも周知を徹底していきたいと思いました。
杉原会長	ペットショップの購入時や譲渡時に、必ず配布するシステムになっているのでしょうか。
事務局	そのような取り組みには至っていません。理由として1点目が、ペットショップは動物取扱業という許可が必要な業態です。以前は特にライセンスがなくてもできる業種だったのですが、法律で新たに許可が必要になりました。その内容については、東京都が管轄するものなので、こちらから積極的なコンタクトが出来ません。先ほどのご発言にもありましたが、動物取扱業の方も様々で、高齢者の方に明らかに運動要求量の大きい犬を販売したり、不適切な販売をしたりという実態はあります。また、市内で新しくペットをお迎えされた方は、必ず登録をしなければいけないのですが、その件で来庁された場合には、「うちの子ノート」という健康状況や災害の備え等を網羅的に記載できる様式を渡すように努めています。
杉原会長	高齢者あんしん相談センターにも配布してありますか。
小津委員	研修の際にいただいたものがありますので、それをコピー等して使用していると思います。
杉原会長	その他、ご意見あるかたはいらっしゃいますでしょうか。
矢口委員	資料の 19 ページのペットの災害対策で、東日本、熊本、能登半島地震時にペットに関する様々なトラブルがあったと記載があります。八王子市でも何年か前に台風の災害があったと思いますが、その際に実際にどのような事例があったのかが知りたいです。また、72 時間緊急救護所というものが設けられるのですが、ペットも同行避難ということは、ここにもペットと一緒にくることが想定されます。まだ決まっていないかもしれませんが、その時に、どこにペットを置くか、飼い主が入院した際に、どこで保護するか等の災害時のペットへの対応をマニュアル等にして情報共有していただきたいと思いました。
事務局	東日本大震災に関しては、各自治体にアンケートをしてまとめた冊子があります。例えば、避難所で人が寝ているところや、動物アレルギーの人がいるのにペットが走り回っている等の記録がありました。能登半島地震では、ペットと飼い主がはぐれて、特に猫は野良猫化してしまうことが発生しました。猫に関しては手術が必要になるので、実はこの時、八

	王子市のボランティア団体も現地に行きました。少し余計な話になってしまうかもしれませんが、今後見込まれている南海トラフ地震では八王子市は震度5、震度5強と見込まれており、首都直下型の地震では震度6、震度6強と見込まれています。また地震以外にも、豪雨や富士山の噴火等の災害もあるかもしれません。その様な色々な災害に対して、我々はペットに関して何が出来るのかということを検討しているところです。また、先ほど72時間の救護所というお話が出たと思うのですが、実はペットに関しても東京都では72時間以内に救護体制を組むというプランがあります。動物を捕まえる班と治療をする班の大きく分けて2つの班を72時間以内に作るというマニュアルです。八王子市でもそのマニュアルに沿って進めているところです。
杉原会長	他に何かご意見ありますでしょうか。
尾寄委員	町会自治会連合会の尾寄です。今年の4月に不妊去勢手術助成金の見直しがあったようですが、猫のメスが1匹1万2千円、オスが1匹8千円、総予算が280万円とネットに出ていました。これまで予算額に対して、どのくらい施行されているかの実績と見直しの観点は何かお答えいただけますでしょうか。また、町会自治会や民生委員向けの研修を利用して取り組んでいきたいと記載がありましたが、町会自治会連合会では年に数回、研修を行っています。町会長や役員の方に今年も6月27日に研修を行う予定です。その研修では、市の助成や課題になっていることの取り上げることもあります。出来ればコラボして出来たらなと思いました。最後に、私は浅川の近くに30～40年住んでいるのですが、ペットを飼っている方のルールが以前は本当に悪かったです。ペットの糞がそのままだったり、袋のまま河川敷に置いていたりしてしまう方がいました。私は「みんなの川の清掃デー」というボランティアに参加しているのですが、最近は良くなってきたと思います。ルールを守ろうという保健所のPRも抑制効果を生んでいるのではと感じました。PRの関係ですが、備えて安心メモについても色々な人と協力して啓発していただく必要があると思います。その中でホームページに載せたから良いという考えは控えていただきたいです。今回課題となっているのは高齢者が多いです。高齢になるとネットを見ることができない方もいらっしゃるので、ぜひ紙ベースでの情報伝達方法も残していただきたいと思いました。
事務局	まず、猫の不妊去勢手術助成金について説明します。他の自治体も八王子市も補助制度を実施しており、昨年度まではオス4千円、メス7千円でした。今年の4月にオス8千円、メス1万2千円と大幅に改定しました。その内訳は、物価高騰に関する部分と手術経費の対象を広げました。手術をした時の手術代のみを対象にしていたのですが、実際にはノミ・ダニの駆除、麻酔等の経費がかかります。その経費も補助出来るようにしました。これまでの数年間、年間280万円の予算に対し、執行額は100万円くらいでした。それだけ野良猫も減ってきた認識ですが、他市と比べた際に、八王子市もまだ多い状況でした。先ほど申し上げたように、猫は爆発的に増えてしまう可能性があるため、徹底的に減らしたいという考えもあり、予算内での金額の引き上げを行いました。 次に研修についてですが、昨年度も、町会自治会連合会の連合町会長の方を対象に説明会を実施しました。今年度はまだ実施できていませんが、どこかのタイミングで出来たらと考えています。また、ペットに関して特に猫ですが、町会自治会において少し温度差があります。2・2・6と言いますが、動物を好きな方2割、嫌いな方2割、どちらでも良い

	方6割という意味です。これが町会自治会の中でもあり、実際にやろうとすると頓挫して進まないケースもあります。引き続き、地道に説得と協力をお願いしていこうと思います。最後に糞尿被害について、実は保健所生活衛生課の動物担当では、週に2回現地に赴いて対応しています。糞尿被害の現場や飼い主を訪問し、色々な指導やお話を聞きます。そのような活動を何年間も続けていて、その結果が出てきているのかなと思います。ルールを守らない飼い主の方がいれば、積極的に指導対応を行っております。ホームページにも載せておりますが、実際にはそれだけでは伝わらない部分もあると思います。やはり対面で、きちんと伝えないと伝わっていきません。伝わらないと意味がないと思いますので、紙ベースの媒体も心掛けていきたいと思っています。
杉原会長	その他、ご意見ご質問があるかと思いますが、時間を超過しましたので次に移りたいと思います。ご意見ご質問ある方は、意見書を御提出ください。それでは、令和8年度地域ケア推進部会の開催予定について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議題2 その他（1）令和8年度地域ケア推進部会の開催予定について 今後の開催は、第2回目が令和8年10月、第3回目が令和8年12月、第4回目が令和9年3月を予定しています。内容はまだ決定していませんが、参考資料3をご覧ください。 【参考資料3】令和7年度地域ケア会議の開催実績について この中の件数が多いものを取り上げるわけではなく、総合的に見て選定し部会にあげたいと思います。まだ継続案件なのですが、令和7年度は身寄りのない人の支援について地域ケア推進会議で2回ほど話をしています。1回では結論が出ないものもありますので、そのような継続案件については引き続き部会にあげたいと思います。
杉原会長	高齢者介護保険事業計画との絡みもあるので、計画に盛り込みたい案件がありましたら、集中的に議題にあげていただければと思います。その他にご意見なければ本日の議題は全て終了になりますので、進行を事務局に戻します。
事務局	以上で本日の会議は終了です。言い忘れた点や言い足りなかった点がありましたら、お手元の意見書を5月28日までにご提出をお願いします。意見書のデータは本日メールで送ります。次回の開催は10月を予定していますので、日程が決まり次第、お知らせします。 （閉会）